

## 阿賀野市告示第44号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月13日

阿賀野市長 田中清善

## 阿賀野市結婚新生活支援補助金要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和5年3月1日から令和6年3月31日」を「令和6年1月1日から令和7年3月31日」に改める。

第3条第1項第1号中「又は一方」を削り、「阿賀野市に住民登録を有し」の次に「、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっており」を加え、同号ただし書を削り、同条第1項第2号中「令和4年分（4月から6月に申請する場合にあっては、令和3年分）」を「令和5年分（4月から6月に申請する場合にあっては、令和4年分）」に改め、同号中ア及びイを削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金の申請日において、申請に係る住宅が建築中等の場合は、夫婦双方又は一方が阿賀野市に住民登録を有していることとする。ただし、第9条の規定による実績報告の日においては、夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の所在地となっていることとする。

第4条第1項中「令和5年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に改め、同条第2項第2号中「住居した」を「入居した」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条の見出しを「(補助金の交付決定及び額の確定)」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

年 月 日

（宛て先）阿賀野市長

【申請者】

住所 〒 \_\_\_\_\_

阿賀野市

氏名

（連絡先電話番号 \_\_\_\_\_）

**阿賀野市結婚新生活支援補助金交付申請書**

阿賀野市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

**1 補助対象者（前年度からの継続申請の場合は記入不要）**

婚姻年月日		年 月 日	
新婚世帯の状況		(夫)	(妻)
生年月日・年齢		年 月 日( 歳)	年 月 日( 歳)
新居に住民登録をした日		年 月 日	年 月 日
世帯の 合計所得額	所得額	① 円	② 円
	奨学金返済額	③ 円	④ 円
	合計	(①+②-③-④) 円	

**2 補助金申請額**

(3) 住居費 <small>申請する項目にチェックを入れてください。</small> <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リフォーム	契約締結年月日	年 月 日		
	ローン借入総額	円		
	毎月の返済額	円		
	うち対象経費算出額(A)	円		
	申請期間	年 月～ 年 月分( か月分)		
	ボーナス月返済額	円		
	うち対象経費算出額(B)	円		
	申請回数	回		
住宅費用合計(C) <small>((A) × か月分) + (B) × 回分</small>	円			
(4) 住居費 (賃借)	賃貸借契約年月日	年 月 日		
	家賃等の額 住宅手当の額  ※3か月分まで	月分 支払日 令和 年 月 日	家賃 円 共益費 円 家賃+共益費 ① 円	住宅手当の額  円④
		月分 支払日 令和 年 月 日	家賃 円 共益費 円 家賃+共益費 ② 円	住宅手当の額  円⑤

		月分 支払日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額	
			共益費 円		
			家賃+共益費 ③ 円		
		(①-①) + (②-⑤) + (③-⑥) =			円⑦
	敷金				円⑧
礼金				円⑨	
仲介手数料				円⑩	
賃借料合計(D) ⑦+⑧+⑨+⑩				円	
(5)引越費用	引越年月日	年 月 日			
	引越費用(E)	円			
(6)その他の補助金等 ※他の補助金や勤務先からの引越手当等が支給されている場合記入 (住宅手当は資料④④④に記載)	補助金・手当等の名称				
	交付額(F)	円			
(7)対象経費合計額【G】 ※(C)+(D)+(E)-(F)		円			
(8)補助金申請額 上限額：□30万円 □60万円 ※(F)と上記□項目の金額と比較し、少ない方の金額を記入		円 (1,000円未満切り捨て)			

3 添付書類 (本申請に添付する書類に□を記入)

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- 夫婦の住民票の写し (住民票謄本の写し等)
- 夫婦の所得証明書
- 夫婦の納税証明書
- 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの (該当する場合)
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの
- 同意書兼誓約書 (第2号様式)
- その他市長が必要と認めるもの

【市処理欄】 ※この欄は記入しないでください。

申請区分  新規  
 継続

補助上限額  30万円 前年度支給済額 \_\_\_\_\_ 円

60万円 前年度支給済額 \_\_\_\_\_ 円

第2号様式（第6条関係）

**同意書兼誓約書**  
(阿賀野市結婚新生活支援事業補助金申請用)

次の各事項について同意及び誓約します。

※各欄に✓を記入

申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄	同意・誓約事項
		本補助金の交付に必要な範囲において、申請者及び配偶者の婚姻届又は戸籍、住民票、所得及び市区町村税の納付状況、貸与型奨学金の返済を行っている場合に、市が関係機関へ照会を行うことに同意します。
		本補助金の交付に必要な範囲において、住居費及び引越しに係る内容等について、市が関係事業者へ照会を行うことに同意します。
		本補助金の交付日から <u>2年以上継続して阿賀野市内に</u> 居住します。
		現在、全ての市区町村税について滞納はありません。（転入前の税も含む）
		阿賀野市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しておらず、また、自らが暴力団員ではありません。
		本補助金の申請において、次に掲げる市の補助事業による補助を受けていません。 ・虹の架け橋住宅取得支援事業・住宅リフォーム支援事業、・空き家リフォーム支援事業
		本補助金の申請において、国の他の住宅に係る補助を受けていません。
		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
		※該当者のみチェック：賃借費について補助金の申請を行う場合 居住した住宅の貸主が、夫婦それぞれの3親等以内の親族ではありません。
		※その他誓約について指示を受けた場合記入

【署名欄】

年 月 日

申請者及び 阿賀野市  
配偶者の住所

申請者氏名 (自署)

配偶者氏名 (自署)

第3号様式中「印」を削る。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）阿賀野市長

【申請者】  
住 所  
氏 名  
電話番号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた阿賀野市結婚新生活支援補助金について、申請事項を変更したいので、阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

(変更の内容)				
(1) 住居費 申請する項目にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リフォーム	契約締結年月日	年 月 日		
	ローン借入総額	円		
	毎月の返済額	円		
	うち対象経費算出額(A)	円		
	申請期間	年 月～ 年 月分( か月分)		
	ボーナス月返済額	円		
	うち対象経費算出額(B)	円		
	申請回数	回		
住宅費用合計(C) (A)× か月分)+(B)× 回分)	円			
(2) 住居費 (賃借)	賃貸借契約年月日	年 月 日		
	家賃等の額 住宅手当の額  ※3か月分まで	月分 支払日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額  円①
			共益費 円	
			家賃+共益費 ① 円	
	月分 支払日 令和 年 月 日	家賃 円	住宅手当の額  円②	
		共益費 円		
	家賃+共益費 ② 円			

		月分	家賃	住宅手当の額
		支払日	円	
		令和 年	共益費	
		月 日	円	
			家賃+共益費 ③	
①-①) + (②-⑤) + (③-⑥) =				円⑦
敷金		円⑧		
礼金		円⑨		
仲介手数料		円⑩		
賃借料合計(D) ⑦+⑧+⑨+⑩		円		
(3)引越費用	引越年月日	年 月 日		
	引越費用(E)	円		
(4) その他の補助金等 (住宅手当は賃料①②③に記載)	補助金・手当等の名称	※他の補助金や勤務先からの引越手当等が支給されている場合		
	交付額(F)	円		
(5)対象経費合計額【G】 ※(C)+(D)+(E)-(F)		円		
(6)補助金申請額 上限額：□30万円 □60万円 ※(F)と上記項目の金額と比較し、少ない方の金額を記入		円 (1,000円未満切り捨て)		
(その他の変更事項)				
(添付書類)				

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。